

令和7年第1回会津若松市農業委員会 総会議事録

1 日時 令和7年1月21日（水）午後2時30分

2 場所 会津若松市河東支所2階大会議室

3 委員 農業委員 19名

農地利用最適化推進委員 18名

4 出席した農業委員 18名

1番委員	長谷川 泰道	2番委員	大竹 吉弘	3番委員	古川 正俊
4番委員	春日部 一視	5番委員	荒井 重隆	6番委員	大島 光信
7番委員	庄司 遼	8番委員	二瓶 正貴	9番委員	多田 善信
10番委員	室野井 建一	11番委員	渡部 一夫	12番委員	折笠 康裕
13番委員	佐野 和枝	14番委員	武田 久美子	15番委員	星 俊典
16番委員	渡邊 直也			18番委員	佐々木 隆夫
19番委員	渡部 政美				

出席した農地利用最適化推進委員 18名

1番委員	梶内 徳仁	2番委員	中島 吉郁	3番委員	渡部 義勝
4番委員	長谷川 幸栄	5番委員	山田 千代志	6番委員	田代 新一
7番委員	齋藤 俊紀	8番委員	渡部 清	9番委員	平塚 与八
10番委員	高橋 一浩	11番委員	島影 盛継	12番委員	本田 武史
13番委員	菅井 洋一	14番委員	佐藤 恒男	15番委員	渡部 政治
16番委員	高橋 一美	17番委員	渡部 裕末	18番委員	奈良橋 渉

5 欠席した農業委員 1名

17番委員	手代木 久司				

欠席した農地利用最適化推進委員 0名

6 出席した事務局職員

事務局長	二瓶 潔	事務局次長	酒井 康之	主任主査	五十嵐 功一
主任主査	入江 俊一郎	主事	渡部 由華子		

7 出席した執行機関職員（農政部農政課）

主査	長谷川 研人				

議長（会長）	只今より、令和7年第1回会津若松市農業委員会総会を開会いたします。 本日、出席の農業委員は18名でありまして、定足数に達しております。 また、総会会議規則第18条の規定により出席を求めたところ、農地利用最適化推進委員の出席は18名であります。 次に、本日の会議日程について申し上げます。日程については、あらかじめ印刷の上、申し上げているとおりであります。ご了承願います。 次に、本日の議事録署名委員の指名を行います。 署名委員については、総会会議規則第21条第2項の規定により私からご指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認め、ご指名申し上げます。 農業委員2番・大竹吉弘委員、同じく3番・古川正俊委員、以上2名の方をご指名申し上げます。
議長（会長）	それでは議事に入ります。 はじめに、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の1ページをお開きください。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について であります。 この案件は、農地法第3条第1項の規定による許可申請書を受理したことから、同条同項の規定により、農業委員会の議決を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、各提出案件について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番について報告願います。
（推進委員14番） 佐藤 恒男 委員	推進委員14番佐藤より、議案第1号の1番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 1番の案件は、認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、1月19日午前10時から、南四合・町北班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より2番について報告願います。
（農業委員10番） 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より、議案第1号の2番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 2番の案件は、認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、1月14日午後5時30分から、湊班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、門田班担当委員より3番から4番について報告願います。
（農業委員7番） 庄司 遼 委員	農業委員7番庄司より、議案第1号の3番から4番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 3番と4番の案件は、各農業者の贈与での交換による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、1月19日午前9時から、門田班委員4名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	次に、川南班担当委員より5番から6番について報告願います。
（推進委員16番） 高橋 一美 委員	推進委員16番高橋より、議案第1号の5番から6番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 5番の案件は、農業者への売買による所有権の移転、6番の案件は認定農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、1月14日午後2時から、川南班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	最後に、日橋班担当委員より7番から9番について報告願います。

(推進委員5番) 山田 千代志 委員	推進委員5番山田より、議案第1号の7番から9番について報告いたします。 申請内容は、議案書記載のとおりであります。 7番の案件は、認定農業者への売買による所有権の移転、8番の案件は認定農業者への賃借権の設定（※市街化区域の農地のため農地法3条による利用権の設定）、9番の案件は、農業者への売買による所有権の移転について許可しようとするものです。 なお、現地調査は、1月18日午後1時から、日橋班委員3名が申請内容について農地法第3条第2項各号の不許可要件に照らし調査をした結果、特段異議無いものと認められましたので報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について は、これを原案のとおり、許可と決することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について は、許可するものと決せられました。
議長（会長）	次に、議案第2号 農用地利用集積計画の決定について を議題といたします。 （農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき退席） 農業委員 荒井 重隆 委員 渡邊 直也 委員 （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 梶内 徳仁 委員 長谷川 幸栄 委員
議長（会長）	はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の13ページをお開きください。 議案第2号 農用地利用集積計画の決定について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の決定を求めるものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 はじめに、所有権移転について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、荒井班担当委員より1番から2番について報告願います。
(推進委員18番) 奈良橋 渉 委員	推進委員18番奈良橋より所有権移転の1番と2番について、ご報告いたします。 1番の案件は認定農業者に対する所有権の移転、2番の案件は担い手農家に対する所有権の移転をしようとするもので、1月15日午前9時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、八田班担当委員より3番について報告願います。
(農業委員12番) 折笠 康裕 委員	農業委員12番折笠より所有権移転の3番について、ご報告いたします。 この案件は、認定農業者に対して所有権の移転をしようとするもので、1月13日午前9時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	続きまして、利用権設定について、各班担当委員の調査報告を求めます。 まず、南四合・町北班担当委員より1番から7番について報告願います。
(農業委員6番) 大島 光信 委員	農業委員6番大島より、利用権設定の1番から7番について報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 1月15日午前9時より、担当委員3名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	次に、湊班担当委員より8番から10番について報告願います。
(農業委員10番) 室野井 建一 委員	農業委員10番室野井より利用権設定の8番から10番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、8番から10番の案件につきましては、いずれも

議長（会長）	認定新規就農者に対する利用権設定です。 1月14日午後4時より、担当委員4名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
（農業委員4番） 春日部 一視 委員	次に、高野班担当委員より11番について報告願います。 農業委員4番春日部より、利用権設定の11番について報告いたします。 この案件は、認定農業者に対する利用権設定であり、1月17日午後3時より、担当委員3名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員3番） 古川 正俊 委員	次に、神指班担当委員より12番から15番について報告願います。 農業委員3番古川より、利用権設定の12番から15番について報告いたします。 12番は農家間における利用権設定、13番は認定農業者に対する利用権設定、14番と15番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 1月18日午前9時より、担当委員2名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員7番） 庄司 遼 委員	次に、門田班担当委員より16番から29番について報告願います。 農業委員7番庄司より、利用権設定の16番から29番について報告いたします。 16番は農家間における利用権設定、17番は認定新規就農者に対する利用権設定、18番から29番は農業を営む法人に対する利用権設定です。 1月19日午前10時より、担当委員4名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員2番） 大竹 吉弘 委員	次に、大戸班担当委員より30番から31番について報告願います。 農業委員2番大竹より、利用権設定の30番から31番について報告いたします。 30番は農業を営む法人に対する利用権設定、31番は農家間における利用権設定です。 1月14日午後2時より、担当委員2名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （推進委員18番） 奈良橋 渉 委員	次に、荒井班担当委員より32番から40番について報告願います。 推進委員18番奈良橋より利用権設定の32番から40番について、ご報告いたします。 32番から38番の案件につきましては農家間における利用権設定で、39番から40番につきましては農業を営む法人に対する利用権設定です。 1月14日午後2時より、担当委員2名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員9番） 多田 善信 委員	次に、川南班担当委員より41番から56番について報告願います。 農業委員9番多田より利用権設定の41番から56番について、ご報告いたします。 41番につきましては認定新規就農者に対する利用権設定で、42番から56番につきましては農家間における利用権設定です。 1月14日午後2時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員15番） 星 俊典 委員	次に、館ノ内班担当委員より57番から64番について報告願います。 農業委員15番星より利用権設定の57番から64番について、ご報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 1月14日午後2時より、担当委員3名が申し出の内容について調査を行った結果、何ら異議がないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員12番） 折笠 康裕 委員	次に、八田班担当委員より65号から70番について報告願います。 農業委員12番折笠より、利用権設定の65番から70番について報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 1月13日午前9時30分より、担当委員3名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。

議長（会長） （農業委員 14 番） 武田 久美子 委員	次に、日橋班担当委員より 71 番から 80 番について報告願います。 農業委員 14 番武田より、利用権設定の 71 番から 80 番について報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 1 月 18 日午後 3 時より、担当委員 3 名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長） （農業委員 1 番） 長谷川 泰道 委員	最後に、堂島班担当委員より 81 号から 85 号について報告願います。 農業委員 1 番長谷川より、利用権設定の 81 番から 85 番について報告いたします。 これらの案件につきましては、農家間における利用権設定です。 1 月 17 日午後 1 時より、担当委員 3 名が申出の内容について調査を行った結果、何ら異議ないものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	各班担当委員からの調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第 2 号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、決定することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 2 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第 3 号農用地利用集積計画の一部変更についてを議題といたします。 はじめに、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 19 ページをお開きください。 議案第 3 号 農用地利用集積計画の一部修正について であります。 この案件は、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により令和 6 年第 4 回総会及び第 11 回総会において決定いただいた農用地利用集積計画について、作成の手続きにおいて不備が確認されたことから一部修正を行うものです。 手続き上の不備の詳細についてであります。 町北町藤室集落においては、国の補助事業活用のため、先行して令和 6 年 3 月 29 日に「地域計画」が策定されており、契約期間満了後においては農地中間管理事業を活用した賃貸借契約に切り替える必要がありましたが、誤って農用地利用集積計画に基づく賃貸借契約（利用権設定）を行ったものです。 なお、当該修正の対象となる貸し手及び借り手の皆様には事情を説明の上、本日上程した議案第 4 号の 1 番において農地中間管理事業に基づく賃貸借契約を改めて締結いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	議案第 3 号 農用地利用集積計画について は、これを原案のとおり、一部変更することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第 3 号 農用地利用集積計画について は、原案のとおり決せられました。
議長（会長）	次に、議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について を議題といたします。 （関係する議案により退席） 農地利用最適化推進委員 島影 盛継 委員 渡邊 直也 委員
議長（会長）	はじめに、事務局及び農政部農政課の説明を求めます。
農業委員会事務局	総会資料の 20 ページをお開きください。

農政部農政課	議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について、であります。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項において、「市町村が農用地利用集積等促進計画（案）を定めようとするときは、当該市町村の長は農業委員会に意見を聴くものとする」と規定されており、令和6年12月27日付け、6農政第1282号にて会津若松市長より意見を求められております。 詳細につきましては、農政部農政課の担当者よりご説明申し上げます。 日頃より、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様には、本市農政事業にご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。 議案第4号農用地利用促進計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員、農地利用最適化推進委員の皆様にご審議いただきます。 1月総会の案件は、一般地区及び、門田第4地区、南原地区になります。 21ページをご覧ください。 新たな農地中間管理権の設定につきましては一般地区が4件、門田第4地区が1件となります。 次に、農地中間管理の再設定につきましては南原地区が2件となり、耕作者変更による再設定となります。 詳細な内容は、議案書記載のとおりであります。以上で説明を終わらせていただきます。
議長（会長）	事務局及び農政課からの説明が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第4号 農用地利用集積等促進計画（案）について は、「意見なし」とすることにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）
議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第4号 農用地利用集積等促進計画については、異議のない旨を回答することといたします。 （退席した委員が入室）
議長（会長）	次に、議案第5号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付について を議題とし、事務局の説明を求めます。
農業委員会事務局	議案書の23ページをお開きください。 議案第5号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の交付についてであります。 この案件は、相続税の納税猶予の特例を適用している相続人が、引き続き、特例の適用を継続するためには、過去3年間に於いて農地を農地として適切に管理していることが要件とされており、その証明書の交付の可否についてご審議いただくものです。説明は以上です。
議長（会長）	事務局の説明が終わりました。 次に、提出案件について、旧市・一箕・東山班担当委員の調査報告を求めます。
（推進委員12番） 本田 武史 委員	議案第5号の1番について、推進委員12番本田より、ご報告いたします。 詳細につきましては、議案書記載のとおりであります。 この案件につきましては、相続税の納税猶予の特例の適用を受けている申請人が、引き続き納税猶予の適用を受けるため、納税猶予の継続届出書を税務署に提出する際に必要な証明となります。 調査月日は、1月16日正午より、担当委員2名が申請書記載内容について確認や現地調査等を実施した結果、対象農地の譲渡や違反転用、遊休化等もなく、適切に管理されていることを確認し、何ら異議無いものと認められましたのでご報告いたします。
議長（会長）	旧市・一箕・東山班担当委員の調査報告が終わりました。 本件について、ご質問等ございませんか。 （なし の声あり）
議長（会長）	それではお諮りいたします。議案第5号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することにご異議ございませんか。 （異議なし の声あり）

議長（会長）	満場ご異議ないものと認めます。 よって、議案第5号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を交付することと決せられました。
議長（会長）	次に報告に移ります。 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について、報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理について、報告第3号 各種証明に係る交付事務については、事務局より報告願います。
農業委員会事務局	報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理について、ご報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらの9案件につきましては、すべて相続により権利を取得したものであり、届出内容について審査した結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。 次に、報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による届出の1番から2番について、報告いたします。 届出の詳細は、議案書に記載のとおりであります。 これらにつきましては、書類審査の結果、受理相当と認められましたので、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し、同条第2項により報告するものであります。 なお、都市計画法上の留意事項といたしまして、備考欄のとおり意見が付されております。 報告第3号、各種証明に係る交付事務についてであります。 詳細につきましては、議案書に記載のとおりであります。 この案件につきましては、福島県現況確認証明書等交付事務取扱要領の規定に基づき、農地の地目変更に係る登記手続等のため証明書を交付するものであり、事実と相違ないことを確認できたことから、市農業委員会処務規則第7条第1項により事務局長が専決処分し証明書の交付を行い、同条第2項により報告するものであります。
議長（会長）	報告でございます。ご了承願います。 以上をもって、本日の会議日程は全部終了いたしましたので、これにて閉会いたします。 (午後3時10分閉会を宣言する)

この議事録は、事実と相違ないことを認め、署名する。

令和7年 月 日

会津若松市農業委員会 会長 渡部 政美

農業委員2番 大竹 吉弘

農業委員3番 古川 正俊